

宮崎市学習等供用施設等の指定管理者候補者の選定について

宮崎市学習等供用施設等の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。
なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年12月議会で可決された場合には、
同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

宮崎市学習等供用施設等（29施設）

別紙1「学習等供用施設及び追手地区コミュニティセンター指定管理者候補者等一覧」
のとおり

2. 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

別紙1「学習等供用施設及び追手地区コミュニティセンター指定管理者候補者等一覧」
のとおり

(2) 業務概要

- ① 施設の使用許可、対応業務に関すること。
- ② 施設の建物、附属設備及び備品の維持管理及び保全に関すること。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(3) 現在の管理方法

指定管理

指定管理者 各地区 別紙2「学習等供用施設及び追手地区コミュニティセンター
指定管理者一覧」のとおり

（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）

4. 事業計画の概要

(1) 住民の平等な利用の確保

- ・ 施設の公平な利用策
- ・ 利用者の意見の把握策
- ・ 市との連携

(2) 施設の効用を最大限に発揮する事業計画

- ・ 施設設置目的の理解度
- ・ 利用者サービスの向上への取り組みに関する提案
- ・ 施設の管理水準向上のための方策

(3) 事業計画に沿った管理を行うための十分な能力

- ・ 安定した管理体制（組織体制）
- ・ 運営上のリスクへの対応策

(4) 安全管理

- ・ 施設の安全対策
- ・ 災害時・緊急時の対応策

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 指定管理料

市が支払う指定管理料は、0円とします。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

① 非公募の理由

この指定管理者選定においては、地域住民が専ら使用するような地域との結びつきが強い施設で、地域の団体による管理が効率的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由で、現在の指定管理者でもある各地区を、候補者として選定することが最適であると認められるため、非公募で選定を行うことが選定委員会で承認され、非公募にて候補者選定を行った。

② 選定日程

第1回選定委員会	平成27年6月22日
要項及び申請書類様式の配布	平成27年7月28日
質疑の受付・回答	平成27年7月28日～9月25日
応募の受付開始	平成27年7月28日
応募の受付締切り（提出書類Ⅰ）	平成27年8月28日
応募の受付締切り（提出書類Ⅱ）	平成27年9月25日
書類審査等	平成27年9月28日～10月8日
第2回選定委員会	平成27年10月9日

(2) 宮崎市学習等供用施設等指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役職等
委員長	地域振興部長
委員	佐土原総合支所 地域総務課長
〃	佐土原総合支所 市民福祉課長
〃	佐土原地域自治区地域協議会委員
〃	宮崎市自治会連合会佐土原地区連合会役員
〃	宮崎市自治公民館連絡協議会役員

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

宮崎市学習等供用施設等指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、施設の設置目的を理解し、当該選定基準に適合していると判断した。

また、これまでの実績をもとに安定した運営が行えると評価され、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

別紙3「審査結果一覧」のとおり

※委員の合計得点が総配点合計の6割以上であり、かつ、選定基準のうち重要基準である「② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること（施設の効用を最大限に発揮する事業計画）」の採点合計が重要基準の配点合計の4割以上であった為、指定管理者候補者として適格と判定。

学習等供用施設及び追手地区コミュニティセンター指定管理者候補者等一覧

NO	施設の名称	施設の所在地	建設年度	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	候補者団体名
1	アサヒマチ・ヒロセダイ 旭町・広瀬台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20304番地1	S50	1,080	536.58	旭町・広瀬台地区
2	カサセ・シモヤマ 片瀬・下山地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2966番地17	S51	366	133.08	片瀬・下山地区自治会
3	マツコウジ 松小路地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島9832番地1	S52	1,083	336.39	松小路地区
4	インザキ 石崎地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2043番地	S53	1,063	130.52	石崎地区
5	コマキダイ 小牧台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4518番地446	S54 (H10増築)	661	328.60	小牧台地区
6	ヒラマツ 平松地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島16126番地	S55 (H8増築)	575	327.08	平松地区自治会
7	シモナカ 下那珂地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂11631番地3	S56	428	133.00	馬場・成枝地区
8	フクシマ 福島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島14279番地1	S57	565	133.15	福島地区自治会
9	ウメノ 梅野地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12074番地1	S58	323	131.20	梅野地区会
10	オオイダ 大炊田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島11153番地1	S59	548	185.00	大炊田地区会
11	カミマチ 上町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20295番地2	S59	1,011	133.86	上町自治会
12	カスカダイ 春日台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20614番地1	S60	333	135.05	春日台自治会
13	ニシジユウ 西十地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3829番地2	S60	1,694	131.00	西十地区
14	シンジヨウ 新城地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島2154番地	S60	226	134.11	新城地区自治会
15	テンジン 天神地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7853番地2	S61	398	132.22	天神地区自治会
16	クロダ 黒田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂7982番地	S61	1,811	135.03	黒田地区自治会
17	ニシハルダ 西春田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3987番地	S61	286	133.44	西春田地区自治会
18	ウヱノ・サカリ 上江・佐賀利地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島4009番地	S62	1,241	120.78	上江・佐賀利地区
19	ニシノキ 西野久尾地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島8328番地2	S62	290	120.74	西野久尾地区自治会
20	クボツチ 久保土地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島9227番地3	S62	571	120.12	久保土地区自治会
21	タナカ 田中地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島688番地	S63	528	120.76	田中区自治会
22	タノウエ 田ノ上地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島986番地1	S63	602	120.72	田ノ上自治会
23	トカフチ 徳ヶ淵地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島196番地	H1	483	120.72	徳ヶ淵自治会
24	ヒサタニ 久谷地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20732番地39	H1	464	120.08	久谷地区会
25	コウヨウダイ 光陽台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4750番地355	H1	661	310.17	光陽台地区
26	タシマ 田島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7005番地	H2	916	109.95	田島地区自治会
27	ヒガシマチ 東町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島19422番地30	H2	299	310.55	東町区自治会
28	ミヤモト 宮本地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12217番地1	H3	6,915	310.30	宮本自治会
29	オウテ 宮崎市追手地区コミュニティセンター	宮崎市佐土原町上田島1311番地1	H4	475	230.22	追手自治会

学習等供用施設及び追手地区コミュニティセンター指定管理者一覧

NO	施設の名称	施設の所在地	現在の指定管理者の名称 《平成23年4月1日～平成28年3月31日》
1	アサヒマチ・ヒロセダイ 旭町・広瀬台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20304番地1	旭町・広瀬台地区
2	カタセ・シモヤマ 片瀬・下山地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2966番地17	片瀬・下山地区
3	マツコウジ 松小路地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島9832番地1	松小路地区
4	インザキ 石崎地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2043番地	石崎地区
5	コマキダイ 小牧台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4518番地446	小牧台地区
6	ヒラマツ 平松地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島16126番地	平松地区自治会
7	シモナカ 下那珂地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂11631番地3	馬場・成枝地区
8	フクシマ 福島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島14279番地1	福島地区自治会
9	ウメノ 梅野地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12074番地1	梅野地区会
10	オオイタ 大炊田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島11153番地1	大炊田地区会
11	カミマチ 上町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20295番地2	上町地区
12	カスカダイ 春日台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20614番地1	春日台地区
13	ニシジュウ 西十地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3829番地2	西十地区
14	シンジョウ 新城地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島2154番地	新城地区自治会
15	テンジン 天神地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7853番地2	天神地区自治会
16	クロダ 黒田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂7982番地	黒田地区自治会
17	ニシハルダ 西春田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3987番地	西春田地区自治会
18	ウヱ・サガリ 上江・佐賀利地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島4009番地	上江・佐賀利地区
19	ニシクビ 西野久尾地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島8328番地2	西野久尾地区
20	クボツチ 久保土地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島9227番地3	久保土地区自治会
21	タナカ 田中区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島688番地	田中区自治会
22	タノウエ 田ノ上地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島986番地1	田ノ上地区
23	トクガフチ 徳ヶ淵地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島196番地	徳ヶ淵地区
24	ヒサタニ 久谷地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20732番地39	久谷地区会
25	コウヨウダイ 光陽台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4750番地355	光陽台地区
26	タシマ 田島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7005番地	田島地区自治会
27	ヒガシマチ 東町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島19422番地30	東町区自治会
28	ミヤモト 宮本地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12217番地1	宮本地区
29	オウテ 宮崎市追手地区コミュニティセンター	宮崎市佐土原町上田島1311番地1	追手地区

審査結果一覧

選定の基準			1、住民の平等な利用の確保	2、施設の効用を最大限に発揮する事業計画 【重要基準】	3、事業計画に沿った管理を行うための十分な能力	4、安全管理	合計
満点 (配点×委員数)			150点	180点	150点	120点	600点
最低基準点				72点 (満点×40%)			360点 (満点×60%)
番号	館名	候補者団体名					
1	旭町・広瀬台	旭町・広瀬台地区	134	164	123	92	513
2	片瀬・下山	片瀬・下山地区自治会	127	156	134	106	523
3	松小路	松小路地区	126	158	138	102	524
4	石崎	石崎地区	123	152	130	98	503
5	小牧台	小牧台地区	127	150	136	100	513
6	平松	平松地区自治会	121	148	112	100	481
7	下那珂	馬場・成枝地区	113	142	110	98	463
8	福島	福島地区自治会	122	162	124	104	512
9	梅野	梅野地区会	120	136	119	100	475
10	大炊田	大炊田地区会	118	140	116	90	464
11	上町	上町自治会	128	164	120	96	508
12	春日台	春日台自治会	136	154	130	108	528
13	西十	西十地区	141	158	131	112	542
14	新城	新城地区自治会	119	158	136	106	519
15	天神	天神地区自治会	120	148	120	94	482
16	黒田	黒田地区自治会	117	138	119	100	474
17	西春田	西春田地区自治会	127	150	129	100	506
18	上江・佐賀利	上江・佐賀利地区	129	148	126	98	501
19	西野久尾	西野久尾地区自治会	130	168	133	98	529
20	久保土	久保土地区自治会	117	148	128	98	491
21	田中	田中区自治会	122	150	135	104	511
22	田ノ上	田ノ上自治会	119	152	122	102	495
23	徳ヶ淵	徳ヶ淵自治会	119	138	113	98	468
24	久谷	久谷地区会	112	136	114	96	458
25	光陽台	光陽台地区	138	168	143	116	565
26	田島	田島地区自治会	107	145	111	85	448
27	東町	東町区自治会	129	168	137	106	540
28	宮本	宮本自治会	124	142	131	102	499
29	追手	追手自治会	125	162	123	98	508